

(チリ産業財産局からの救済措置に関する連絡の仮訳)

先日、日本で発生した自然災害は、チリにおいても過去に幾度となく経験してきた状況であるが、今回の災害を考慮し、不可抗力の事象による犠牲者で、INAPIの知的財産権利の付与手続の締切及び期日を遵守できない可能性のある者に対し、我が国制度で利用可能な関連条項について説明する。

チリの産業財産法第 19.880 号第 26 条に基づき、行政官は、職権によりまたは関係者からの請求により、第三者の権利を侵害しない限りにおいて、期日の延長を認めるものとする。本条項において考慮される可能性のある状況の一つに、出願人又はその代理人が居住する地域に影響を与える地震または津波等の自然災害がある。しかしながら、延長請求にあたり、期日またはそれ以前に申請が行われていなければならない。

我が国法体系を精査した結果、今回の事象に適応する法令は他には見あたらなかった。

チリ特許庁では、貴庁が直面する特別な状況を理解し、貴国民が抱く懸念および不安を十分承知した上で、そのような懸念および不安解消のために当庁でできる限りの協力を惜しまない。